

## 財産評価基本通達総則6項適用事例

財産評価基本通達6項に基づく国税庁長官の指示を受けた事案について、情報開示請求によって入手した令和5年中の案件は以下のとおりです。

上申国税局	長官指示の年月日	上申内容	相続人又は受贈者	申告の概要
関東信越国税局	令和5年3月29日	不動産の価額	相続人である乙ら	相続税の総額が低調
金沢国税局	令和5年4月17日	株式の価額	被相続人の孫	相続税負担著しく軽減
東京国税局	令和5年6月19日	不動産の価額	相続人・三男乙	相続税0円
東京国税局	令和5年6月19日	不動産の価額	相続人ら	相続税0円
東京国税局	令和5年9月27日	不動産の価額	相続人ら	評価通達によることが著しく不相当
東京国税局	令和5年9月27日	不動産の価額	相続人ら	評価通達によることが著しく不相当
高松国税局	令和5年10月25日	株式の価額	受贈者・孫	税負担著しく軽減
東京国税局	令和5年11月28日	株式の価額	受贈者・長女	評価額0円
東京国税局	令和5年11月28日	株式の価額	受贈者・二男	評価額0円
関東信越国税局	令和5年11月28日	株式の価額	受贈者・長男	評価額0円
東京国税局	令和5年11月28日	株式の価額	受贈者・二女	評価額0円

## 財産評価基本通達（この通達の定めにより難しい場合の評価）

6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

情報開示請求によって取得した資料には、上申内容についてすべて非開示として黒塗りされています。そのため、具体的な上申内容は不明ですが、上申内容が株式の価額の場合には、以下のように推測されます。

## ① 金沢国税局

公表裁決事例（令和6年3月25日）によると、被相続人は平成29年4月18日に入院し、同年7月0日に死亡しました。

令和5年5月11日に更正処分を行った事例で、「比準要素数1の会社」に該当する株式について、平成29年5月1日に配当金を1株当たり1,000円支払い、かつ、平成29年5月22日に決算期変更（12月31日決算から5月31日決算に）を実行することで「一般の評価会社」に変更しました。このことによって、株式の相続税評価額が34億円から21億円で減少し、相続税が50%軽減されました。この事案についての国税庁長官の指示ではないかと推測されます。

なお、課税庁は、当該株式について時価純資産法によって40億円として評価し、更正処分を行っています。審判所は、原処分庁の更正処分について適法と認め、請求人による課税処分の取消しの請求を退けています。

## ② 高松国税局の場合

被相続人の孫が相続人又は受遺者であり、「税負担が著しく軽減」とされていることから、自社株について配当還元方式で評価したものを、原則的評価方式で評価するものではないかと思われます。

それとも、株価対策のために評価差額の大きな不動産を評価会社が取得して、株価を大きく引き下げたことによるものであるかもしれません。

## ③ 東京国税局及び関東信越国税局の場合

国税庁長官指示の年月日が同日であり、受贈者が子4人であることから、1つの事案についての指示ではないかと推測されます。この場合、贈与した株式の評価額が0円としていることから、高額な不動産を同族法人で取得し、評価差額に相当する金額を資本金としてその株価が0円とする対策に対する6項適用ではないかと思われます。

（文責： 山本和義）